

○西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

平成20年 5月26日制定

改正

平成21年 4月 1日

平成29年 6月 1日

平成30年 5月 1日

令和 2年 2月 1日

西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

第 1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する、西東京市における地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定並びに地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進を図ることを目的として西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第 2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について討議、提言等を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進に関すること。
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び地域の課題やニーズに関すること。
- (4) その他地域福祉計画に関し市長が必要と認めること。

第 3 組織

委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が依頼する。

- (1) 保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者 6人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者 2人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 構成

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 7 分科会

委員長は、所掌事項に係る専門事項の調査及び研究をさせるため必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

- 2 前項の分科会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

第 8 関係者の出席

委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第 9 謝金

委員会又は分科会の委員が会議に出席したときは、謝金を支給する。ただし、委員会及び分科会が同日に開催した場合、委員会及び分科会の委員を兼ねる者については、1回分の謝金を支給する。

第10 庶務

委員会及び分科会の庶務は、健康福祉部地域共生課において処理する。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月1日）

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年2月1日）

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。